

○東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正	平成17年3月31日	平成18年3月23日
	平成18年10月27日	平成19年3月28日
	平成25年10月24日	平成26年3月6日
	平成27年6月25日	

(趣旨)

第1条 本学における授業料その他の費用に関しては、他の規則に別段の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額は、別表第1のとおりとする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の二期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月、後期にあつては10月に徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第5条 前期又は後期の中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第6条 特別な事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を

修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(退学の場合における授業料の額)

第7条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

(入学料の徴収方法)

第8条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第9条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(寄宿料の額及び徴収方法)

第10条 寄宿料の額は、別表第2のとおりとする。

2 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収できるものとする。

(研究生等の入学料及び検定料の額及び徴収方法)

第11条 研究生、科目等履修生及び委託生の入学料及び検定料の額は、別表第3のとおりとする。

2 前項の入学料及び検定料の徴収方法は、第8条及び第9条の規定に準じて行うものとする。

(研究生等の授業料の額及び徴収方法)

第12条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び特別研究学生の授業料の額は、別表第3のとおりとする。

2 前項の授業料の徴収方法は、研究生及び特別研究学生については第3条の規定に準じて行うものとし、科目等履修生、特別聴講学生及び委託生については入学を許可するときに徴収するものとする。

(授業料等の不徴収)

第13条 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づいて受け入れる国費外国人留学生については、授業料、入学料及び検定料は徴収しないものとする。

2 次の各号に掲げる者については、授業料は徴収しないものとする。

(1) 東京藝術大学特別聴講学生規則第7条第2項ただし書きの規定に基づいて受け入れる特別聴講学生

(2) 東京藝術大学特別研究学生規則第7条第2項ただし書きの規定に基づいて受け入れる特別研究学生

(学位論文審査等手数料の額及び徴収方法)

第14条 学位論文審査手数料の額は、別表第4のとおりとする。

2 学生証及び身分証明書の紛失若しくはき損した場合の再発行手数料の額は、別表第5のとおりとする。

3 前2項の手数料の徴収方法は、申請を受理するときに徴収するものとする。

(国立大学等研究員の研究費の額及び徴収方法)

第15条 国立大学等研究員の研究費の額は、別表第6のとおりとする。

2 前項の国立大学等研究員の研究費の徴収方法は、受入を許可するときに徴収するものとする。

(研究料等の額及び徴収方法)

第16条 研修員、受託研究員、民間等共同研究員及び外国人受託研修員の研究料、研修料の額は、別表第7のとおりとし、徴収方法は別に定める。

(公開講座講習料の額及び徴収方法)

第17条 公開講座講習料の額は、学長が別に定めるものとする。

2 前項の公開講座講習料の徴収方法は、受講を許可するときに徴収するものとする。

(その他の費用の額及び徴収方法)

第18条 大学美術館観覧料、演奏会入場料その他の本学における費用に関しては、別に定める。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改定規定は、平成27年10月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区 分	授業料		入学料	検定料
学部	年額 円	半額 円	円	円
	535,800	267,900	338,400	20,400
大学院研究科	535,800	267,900	338,400	36,000
大学別科（音楽別科）	535,800	267,900	84,600	9,800
音楽学部附属音楽高等学校	115,200	57,600	56,400	9,800

備考

1. 学部の転学、編入学及び再入学にかかる検定料の額は、36,000円とする。
2. 本学大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き本学大学院研究科の後期課程に進学する者に係る入学料及び検定料は、徴収しない。
3. 本学学部の個別学力検查出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対する検定料返還額は、13,000円とする。

別表第 2（第 10 条第 1 項関係）

区 分	収容定員 1 人当たり又は収容世帯 1 世帯当たりの建物（共有部分を含む。）の面積	寄宿料
居室が単身用の場合	25㎡以上	月額 円 8,500
居室が世帯用の場合	50㎡以上60㎡未満	17,000
	60㎡以上	20,000

別表第 3（第 1 1 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項関係）

区 分	授業料	入学料	検定料
研究生	円 月額 29,700	円 84,600	円 9,800
科目等履修生	1 単位 14,800	28,200	9,800
特別聴講学生	1 単位 14,800	－	－
委託生	1 単位 14,800	28,200	9,800
特別研究学生	月額 29,700	－	－

別表第 4（第 1 4 条第 1 項関係）

区 分	金 額
学位論文審査の手数料	円 1 件当たり 57,000

別表第 5（第 1 4 条第 2 項関係）

区 分	金 額
学生証及び身分証明書 の再発行手数料	円 1 件当たり 2,060

別表第 6（第 1 5 条第 1 項関係）

区 分	研 究 費
教 授	月 額 円 28,000
准教授	15,000
講 師	11,000
助 教	7,000

別表第 7（第 1 6 条関係）

区 分	研究料、研修料
私学研修員	円 実験系(3ヶ月) 111,340 非実験系(3ヶ月) 55,670
専修学校研修員	実験系(3ヶ月) 111,340 非実験系(3ヶ月) 55,670
公立学校研修員	実験系(3ヶ月) 111,340 非実験系(3ヶ月) 55,670
教員研修センター研修員	実験系(3ヶ月) 30,000 非実験系(3ヶ月) 17,410
受託研究員（一般）	長期(6ヶ月を超えて1年以内) 556,670 短期(6ヶ月以内) 278,340
民間等共同研究員	年 額 432,000
外国人受託研修員	1 ヶ月 232,460

※金額には消費税相当額を含む。